

一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人埼玉県ラグビーフットボール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県熊谷市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ラグビーフットボールの普及振興に関する事業を行い、その健全なる発達を図るとともに県民体力の向上と明朗なスポーツマンシップの育成に努め、もって社会文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 ラグビーフットボールの普及発展に関する企画及び指導
- 二 ラグビーフットボールの技術向上や安全対策に関する企画及び指導
- 三 埼玉県を代表するラグビーフットボールの団体として公益財団法人埼玉県体育協会への加盟及びその構成員として必要な事業
- 四 埼玉県内におけるラグビーフットボールの大会・試合の主催、指導及び斡旋等
- 五 埼玉県を代表するチームの招集・強化とラグビーフットボールの国内大会・試合への派遣
- 六 ラグビーフットボールの競技規則等の普及浸透等
- 七 ラグビーフットボール競技場その他関連施設の管理運営等
- 八 記録の収録・保存等及び機関誌・パンフレットの刊行等
- 九 埼玉県内におけるラグビーフットボールに関係のある団体の指導等
- 十 その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、埼玉県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は次の者（以下「会員等」という。）をもって構成する。

- 一 会員 この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者
- 二 市町村等会員 特定の市町村等において第3条と同様の目的をもって設立された団体であつて、次条の規定によりこの法人の市町村等会員となつた者
- 三 特別会員 この法人の理事会から推薦された個人又は団体であつて、特別会員になることを

承諾した者

四 賛助会員 この法人に援助を与えることに賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の賛助会員となつた者

2 前項第1号の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。

（資格の取得）

第6条 この法人の会員等（特別会員を除く。）にならうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員又は市町村等会員になつた時及び毎年、会員及び市町村等会員は総会において別に定める額をこの法人に支払う義務を負う。

（任意退会）

第8条 会員等は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員等が次のいずれかに該当するに至つたときは、総会の決議によって当該会員等を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員等は、次のいずれかに該当するに至つたときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を2年以上履行しなかつたとき。
- 二 総会員が同意したとき。
- 三 当該会員等が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

（構成）

第11条 総会は、全ての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法に規定する社員総会とする。

（権限）

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員等の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の額
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分

七 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、各会員につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 会員等の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者別に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 3名以上20名以内

二 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、会長以外の1名を理事長とし、会長及び理事長を法人法に規定する代表理事とする。

3 理事(前項の会長及び理事長を除く。次項において同じ。)のうち、3名以内を副会長とし、副会長以外の3名以内を副理事長とすることができる。

- 4 理事のうち10人以内を法人法第115条第1項に規定する業務執行理事とすることができる。
- 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会の決議により選任する。この場合において、理事会は、総会の決議により会長、副会長、理事長、副理事長及び業務執行理事の候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長、理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の弁償をすることができる。

(役員責任の免除)

第26条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する理事又は監事の責任について、理事又は監事が同法第114条第1項に規定する要件に該当する場合、同法第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事の責任の免除に関する前項の議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

(名誉会長、顧問等)

第27条 この法人に、法人の円滑な運営及び第3条の目的を達成するため、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、この法人に功労のあった者のうちから、会長が理事会に諮ってこれを委嘱する。

3 名誉会長、名誉副会長及び顧問は、会長又は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

4 参与は、理事会の諮問に応じ意見を述べるができる。

5 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与の任期は、第23条第1項の規定を準用する。

6 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 会長、副会長、理事長、副理事長及び業務執行理事の選任及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序により副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第33条 この法人に部会及び委員会を置く。

2 部会及び委員会は、それぞれ業務執行理事1名以上と会員若干名で構成する。

- 3 部会及び委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - 一 部会又は委員会が担当する事業に関する事業計画案を作成し、理事会に提出すること。
 - 二 前号の事業について理事会の承認を経た後、当該事業を業務執行理事の下で運営すること。
 - 三 当該事業の終了後、理事会に報告すること。
- 4 前二項に規定するもののほか、部会及び委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿

三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、主たる事務所において、公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の設立の登記の日（平成28年4月1日）から施行する。